

相談支援事業所一覧

南予地域には21か所の相談支援事業所があります。

お近くの事業所にお問い合わせください。

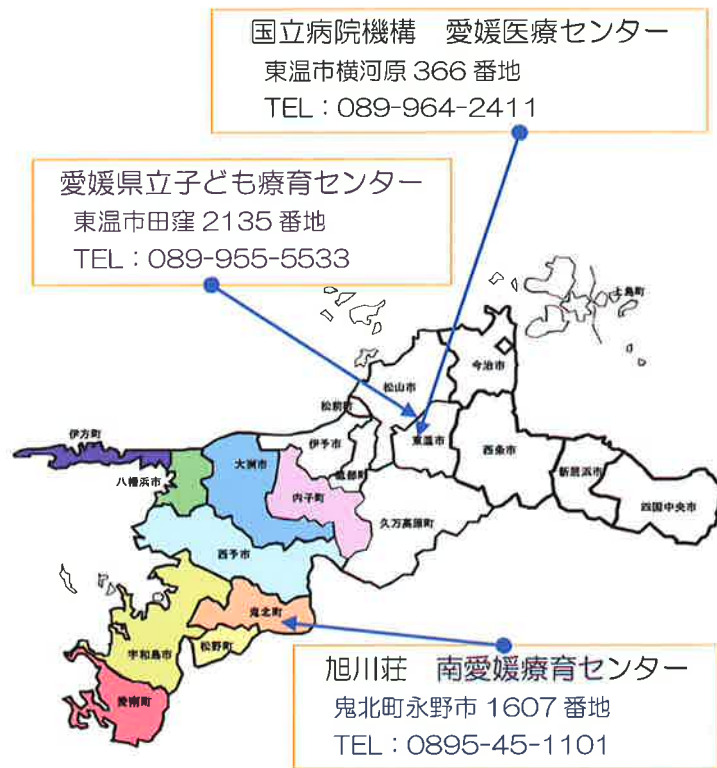
(平成26年1月現在)

地域	相談支援事業所	連絡先
内子町	内子町障害者地域活動支援センター かいと	(0893) 59-2137
	福祉サービス相談支援事業所 うちこ工房	(0893) 59-2929
大洲市	相談支援事業所 大洲育成園	(0893) 25-5150
	相談支援事業所かみやま	(0893) 57-6110
	障がい者相談支援事業所 大洲ホーム	(0893) 26-1216
	障害者相談支援事業所 あゆむ苑	(0893) 50-8033
八幡浜市	地域活動支援センター くじら	(0894) 24-6750
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所 八幡浜	(0894) 29-1313
伊予市	指定相談支援事業所 ワークいかた	(0894) 39-1070
西予市	相談支援事業所 希望の森	(0894) 62-5500
	相談支援事業所こすもす	(0894) 72-0826
宇和島市	公益財団法人正光会地域活動支援センター柿の木	(0895) 20-0901
	相談支援センター豊正園	(0895) 29-0061
	宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房	(0895) 20-8277
鬼北町	南愛媛療育センター相談支援事業所	(0895) 45-1101
	叶う	(0895) 45-3140
松野町	相談支援事業所なないろ	(0895) 20-5722
愛南町	愛南町障害者(児)相談支援センター	(0895) 72-1212
	いちごの里	(0895) 84-3346
	愛南町社協相談支援事業所	(0895) 70-1011
	公益財団法人正光会 地域活動支援センターいろり	(0895) 70-1070

重症心身障がい児者のための専門機関

愛媛県下には3か所の重症心身障がい児者に関する専門機関があります。

より詳しいことをお知りになりたい場合は、下記機関にお問い合わせください。



社会福祉法人旭川荘 南愛媛療育センター
北宇和郡鬼北町永野市 1607 番地
TEL : 0895-45-1101 FAX : 0895-45-3326

このパンフレットは厚生労働省の「平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」の一環として作成しました。

(平成26年2月作成)

愛媛県南予地域

重症心身障がい児者の

しおり



社会福祉法人 旭川荘
南愛媛療育センター

重症心身障がいとは

重度の肢体不自由と、
重度の知的障がい
が重複した障がいを、
重症心身障がいとい
います。

大丈夫！

ひとりで悩まないで。
あなたたちを支援してく
れる人たちがいます。

障がいがあるなしに関
わらず、子育てには喜びも
あれば、苦労もあります。
子どもはあなたの
ことが大好き
です！



ネットワーク

つながり

医療サービス

- ・入院
- ・リハビリ
- ・訪問看護など

福祉サービス

- ・児童発達、放課後等
デイサービス、生活
介護（通園サービス）
- ・短期入所
（ショートステイ）
- ・居宅訪問介護
- ・福祉機器
- ・入所支援など

教育

- ・特別支援学級
- ・特別支援学校
（訪問教育）など



各種サービスの相談・ 制度利用の手続きは、

お住まいの

市役所(役場)の 福祉課(障がい福祉担当課)

を訪ねましょう。

市役所(役場)では、障がい児者支援の相談
を行います。制度を利用するための手続き等
も行います

身体障がい者手帳の発行

療育手帳の発行

受給者証の発行

各種サービスの利用や
税金等の軽減・控除な
どに必要となります

家族支援とは

障がいを持つ子どもを育てていくことには
様々な不安があると思います。

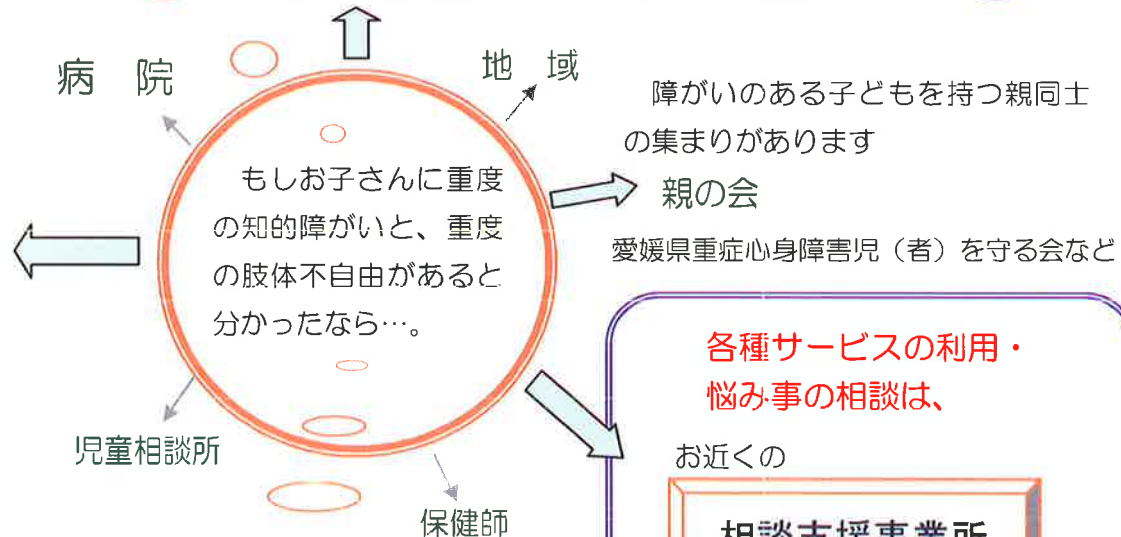
ご家族の不安や悩みを解決したり、一緒にな
って考えていきます。

病院

地域

あなた(たち)

NPO法人
ボランティア団体など



もしお子さんに重度
の知的障がいと、重度
の肢体不自由があると
分かったなら…。

障がいのある子どもを持つ親同士
の集まりがあります

親の会

愛媛県重症心身障害児(者)を守る会など

児童相談所

保健師

お子さんの成長を支援する、あ
るいはご両親の負担を軽減する
制度があります。

療育とは

子どもが豊かに育っていくよう
に、個性を伸ばしたり、発達を支援
する必要があります。そのためにそ
の子に適した治療教育を行います。

各種サービスの利用・ 悩み事の相談は、

お近くの

相談支援事業所

を訪ねましょう。

この先お子さんを育てていく上で、
福祉制度の利用、療育相談、各種機関
の紹介等様々な相談に対応してもら
えます。

またお子さんやご家族がよりよい
生活が営めるように、サービス等利用
計画書の作成を行います。